

消費税法改正等のお知らせ

岡今津税務署 ☎(22) 2561

1 消費税率が引き上げられます

消費税（地方消費税を含む。）の税率は、平成26年4月1日から8%に引き上げられます。
 消費税の課税事業者が、平成26年4月1日を含む課税期間分（個人事業者の場合は平成26年分）の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿等において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。
 ※税率上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても、旧税率が適用される場合があります。

2 価格表示に特例ができました

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

※消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

誤認防止措置の具体例

（例1）値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

〇〇円（税込価格） 〇〇円（税別） 〇〇円（本体価格）
 〇〇円+税 〇〇円+消費税

（例2）個々の値札等に「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「**当店の価格は全て税抜価格となっています。**」といった掲示を行う。

※消費税率の引き上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（社会保障と税の一体改革）」をご覧ください。

消費税の引き上げに伴い、4月から各種料金が変わります

消費税の引き上げに伴い、4月1日から右表のとおり、上下水道料金と陽光の里各料金が変わります。（表記は消費税込み額）

なお、し尿処理手数料についても消費税分が増額になります。詳しくは、広報2月号をご覧ください。

○上下水道料金（2か月あたり）

使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道使用料 (円)
0~20	1,720	3,020
25	2,160	3,880
30	2,590	4,750
35	3,020	5,610
40	3,450	6,480
45	3,880	7,340
50	4,320	8,200
55	4,750	9,070
60	5,180	9,930
65	5,670	10,850
70	6,150	11,770
75	6,640	12,690
80	7,120	13,600
85	7,610	14,520
90	8,100	15,440
95	8,580	16,360
100	9,070	17,280

※上水道を使用し、下水道に接続されている場合の料金です。100m³以上使用されている場合や、地下水を下水道に接続されている場合など、詳しくはお問い合わせください。

岡経営課 ☎(22) 6838

○陽光の里 各料金

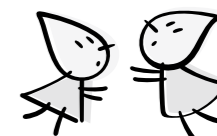
対象	料金 (円)
診断書料	2,160
証明書料	540
生命保険に係る診断書、証明書料	5,400
死体処置料	9,720
日常生活品費	162
教養娯楽費	108
理美容料（散髪）	2,880
理美容料（パーマ）	7,200
理美容料（毛染め）	4,110
診断書料	2,160
証明書料	540
生命保険に係る診断書、証明書料	5,400
死体処置料	9,720
おむつ代 （パンツタイプ）	130
（パッドタイプ）	65

岡陽光の里 ☎(36) 1220

高島市上下水道料金お客様センターの概要

●場所 市役所別館1階 上下水道部経営課内
 ●電話 (22) 91333
 ●営業時間 8時30分～17時45分（平日のみ）
 ●主な業務 引越しなどによる上下水道の使用開始、休止などの受付
 ・水道料金や下水道使用料の徴収等
 ・上下水道メーターの検針
 ・その他、上下水道料金に関すること
 ●その他 従業員は、制服を着用し、市の発行する証明書を携帯しています。

4月から 「高島市上下水道料金 お客様センター」 を開設します



市では、上下水道料金に関する業務を株式会社シエネット西支店に委託し、「高島市上下水道料金お客様センター」を開設します。4月1日から、窓口受付、料金徴収業務、お問い合わせなどは、お客様センターが取り扱います。

○引っ越しの際は届け出を
 引越しや新築などにより、上下水道の使用開始・休止をされる時や、使用者・所有者の名義を変更される時には届け出が必要です。印鑑をご持参のうえ、お近くの市役所窓口で手続きをお願いします。
 また、新たに下水道を接続される時や、地下水を下水道に流される時など、使用形態を変更される時も届け出が必要です。詳しくは、経営課までお問い合わせください。
 なお、長期間、水道を全く使用されない場合は、漏水防止のため、メーターボックス内のバルブを閉めるか、使用休止の届け出による閉栓をお願いします。
 （注）使用を再開される際には使用開始の届け出と開栓手数料2,000円が必要です。

岡経営課 ☎(22) 6838

台風18号 滋賀県被災者生活再建支援金の申請を受け付けています

昨年の台風18号により、お住まいが全壊等の被害に遭われ、その生活基盤に著しい被害を受けられた方に対して、県から生活再建支援金が交付されています。締切までに申請をしてください。

▼申請締切
 ○基礎支援金：平成26年3月31日（月）
 ○加算支援金：平成27年3月31日（火）
 ▼受付窓口 社会福祉課、各支所

(単位：万円)

①基礎支援金		②加算支援金		計 (最大) ①+②
住宅の被害の程度	交付額	住宅の再建方法	交付額(最大)	
全壊世帯 解体世帯	100	建設・購入	200	300
		補修	100	200
		賃貸(公営住宅を除く)	50	150
大規模半壊世帯	50	建設・購入	200	250
		補修	100	150
		賃貸(公営住宅を除く)	50	100
半壊世帯	35	補修	100	135
		賃貸(公営住宅を除く)	50	85
床上浸水世帯	25	補修	25	50
		賃貸(公営住宅を除く)	25	50

※世帯人数が1人の場合は、それぞれ4分の3の金額となります。

岡社会福祉課 ☎(25) 8120